

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○岸和田市大阪府屋外広告物条例施行規則 平成17年3月31日規則第11号</p>	<p>○岸和田市大阪府屋外広告物条例施行規則 平成17年3月31日規則第11号</p>
<p>第1条、第2条 略 (許可の申請)</p>	<p>第1条、第2条 略 (許可の申請)</p>
<p>第3条 府条例第11条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書(様式第1号)とする。</p>	<p>第3条 府条例第11条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書(様式第1号)とする。</p>
<p>2 府条例第11条第1項第12号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>2 府条例第11条第1項第12号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p>(1) 広告の表示の内容 (2) 表示又は設置に係る道路又は鉄道のうち主な道路又は鉄道(以下「主要道路等」という。)の名称 (3) 工事の施工者が屋外広告業を営む者である場合にあっては、その者の屋外広告業の登録年月日及び登録番号</p>	<p>(1) 広告の表示の内容 (2) 表示又は設置に係る道路又は鉄道のうち主な道路又は鉄道(以下「主要道路等」という。)の名称 (3) 工事の施工者が屋外広告業を営む者である場合にあっては、その者の屋外広告業の登録年月日及び登録番号</p>
<p>3 府条例第11条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p>	<p>3 府条例第11条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>4 府条例第12条の規定による許可の申請は、前項各号に掲げる書類を添えて、第1項の屋外広告物許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。</p>	<p>4 府条例第12条の規定による許可の申請は、前項各号に掲げる書類を添えて、第1項の屋外広告物許可申請書を市長に提出することにより行わなければならない。</p>
<p>5 府条例第15条第1項の許可の申請は、次に掲げる書類を添えて、屋外広告物変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p>	<p>5 府条例第15条第1項の許可の申請は、次に掲げる書類を添えて、屋外広告物変更許可申請書(様式第2号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p>
<p>(1) 表示し、又は設置している場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その承諾書</p>	<p>(1) 表示し、又は設置している場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その承諾書</p>
<p>(2) 表示し、又は設置している場所又は物件の付近の見取図(主要道路</p>	<p>(2) 表示し、又は設置している場所又は物件の付近の見取図(主要道路</p>

改正後	改正前
<p>等を明示したもの)</p> <p>(3) 表示又は設置の状況を明らかにしたカラー写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるもの</p> <p>6 府条例第15条第2項に規定する書面は、屋外広告物安全点検報告書(様式第3号)とする。</p> <p>7・8 略</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>(新たに許可区域又は禁止区域に存することとなった広告物又は掲出物件の届出)</p> <p>第8条 府条例第7条第2項の規定による届出は、第3条第5項各号に掲げる書類を添えて、屋外広告物届出書(様式第7号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(公共広告物の設置の届出)</p> <p>第9条 府条例第8条第1項ただし書の規定による届出は、第3条第3項各号に掲げる書類を添えて、公共広告物設置届出書(様式第8号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(工事の完了の届出)</p> <p>第10条 府条例第14条の規定による届出は、第3条第5項第3号及び第4号に掲げる書類を添えて、屋外広告物しゅん工届出書(様式第9号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第11条 府条例第16条の規定による届出は、屋外広告物変更届出書(様式第10号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(除却の届出)</p> <p>第12条 許可広告物表示者等又は管理者は、府条例第17条の規定により広告物等を除却したときは、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく屋外広告物撤去届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>等を明示したもの)</p> <p>(3) 表示又は設置の状況を明らかにしたカラー写真</p> <p>(4) その他市長が必要と認めるもの</p> <p>6 府条例第15条第2項に規定する書面は、屋外広告物安全点検報告書(様式第3号)とする。</p> <p>7・8 略</p> <p>第4条～第7条 略</p> <p>(新たに許可区域又は禁止区域に存することとなった広告物又は掲出物件の届出)</p> <p>第8条 府条例第7条第2項の規定による届出は、第3条第5項各号に掲げる書類を添えて、屋外広告物届出書(様式第7号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(公共広告物の設置の届出)</p> <p>第9条 府条例第8条第1項ただし書の規定による届出は、第3条第3項各号に掲げる書類を添えて、公共広告物設置届出書(様式第8号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(工事の完了の届出)</p> <p>第10条 府条例第14条の規定による届出は、第3条第5項第3号及び第4号に掲げる書類を添えて、屋外広告物しゅん工届出書(様式第9号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第11条 府条例第16条の規定による届出は、屋外広告物変更届出書(様式第10号)を市長に提出することにより行わなければならない。</p> <p>(除却の届出)</p> <p>第12条 許可広告物表示者等又は管理者は、府条例第17条の規定により広告物等を除却したときは、次に掲げる書類を添えて、遅滞なく屋外広告物撤去届出書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正後					改正前				
第13条～第19条 略 様式第1号（第3条関係）					第13条～第19条 略 様式第1号（第3条関係）				
屋外広告物許可申請書(新規・継続)					屋外広告物許可申請書(新規・継続)				
岸和田市長 様					岸和田市長 様				
申請者 住所 氏名 (法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名) 電話					申請者 住所 氏名 (法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名) 電話				
大阪府屋外広告物条例 第3条第1項 第8条の2第1項 第12条 第15条第2項 の規定により、次のとおり屋外広告物表示（設置）の許可を申請します。					大阪府屋外広告物条例 第3条第1項 第8条の2第1項 第12条 第15条第2項 の規定により、次のとおり屋外広告物表示（設置）の許可を申請します。				
種類	自家用 その他	広告塔（屋上・地上） その他（ ）	広告板（屋上・壁面・突出・地上） その他（ ）	その 他（ ）	種類	自家用 その他	広告塔（屋上・地上） その他（ ）	広告板（屋上・壁面・突出・地上） その他（ ）	その 他（ ）
数量（総数）		総面積	※小数点第2位まで 記入	許可手数料 料	数量（総数）		総面積	許可手数料 料	円※
広告表示内容		照明の有無（有・無）			広告表示内容		照明の有無（有・無）		
		音響の有無（有・無）					音響の有無（有・無）		
表示（設置）場所		用途地域			表示（設置）場所		用途地域		
主要道路等の名称		主要道路等の有無（有・無）※有の場合は、下記より選択			主要道路等の名称		設置場所から500m以内の道路又は鉄道の有無 有・無		
		路線型表示制限区域 (国道26号・国道170号・府道牛滝山貝塚線・阪和自動車道・阪神高速湾岸線) →設置場所から路線までの距離 (50m未満・50m以上100m未満・100m以上200m未満・200m以上500m未満) 面型表示制限区域 (大阪湾岸区域・金剛・和泉葛城山系区域)			表示（設置）期間		年月日から 年月日まで		工事の完了予定年月日 年月日
表示（設置）期間	年月日から 年月日まで	工事の完了予定 年月日	年月日		広告物等の所有者	住所	氏名	電話	
広告物等の所有者	住所	氏名	電話		広告物等の占有者	住所	氏名	電話	
広告物等の占有者	住所	氏名	電話		広告物等の管理者	住所	氏名	電話	
広告物等の管理者	住所	氏名	電話		管理者が大阪府の区域内 に住所を有していない場 合、その委任を受けて直 接に管理の事務を行う者	住所	氏名	電話	
管理者が大阪府の 区域に住所を有し ない場合、その委任 を受けて直接に管	住所	氏名	電話		工事施工者（屋外広告業 者）	住所	氏名	電話	
					屋外広告業の登録番号： 登録（更新）年月日：	年月日	年月日	年月日	
					表示若しくは設置する場 所又は物件の所有（管理） 者の承諾	本件屋外広告物の表示（設置）を承諾します。			
					住所	氏名	電話		
前回許可年月日及び許可 番号	年月日 第号	前回許可期間	年月日から 年月日まで						

改正後			
理の事務を行う者			
工事施行者（屋外広告業者）	住所	氏名	電話
	屋外広告業の登録番号： 号		
	登録（更新）年月日： 年 月 日		
表示若しくは設置する場所又は物件の所有（管理）者	住所	氏名	電話
前回許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	前回許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	申請者・管理者・工事施工者・その他（ ） 上記連絡先のメールアドレス ※今後、継続申請等の手続について岸和田市から案内をさせていただくためのものです。		
備考			

広告物等の内訳

No.	広告物等の種類	表示面の面積					数量	合計面積 (㎡)	表示内容 形状・材料・構造の概要
		面積 (㎡)			高さ (m)	面数			
		縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)					
	自家用・その他								
	広告塔 ()								
	広告板 ()								
	その他 ()								
※合計面積 (㎡) は、小数点第3位を四捨五入して記入してください。						合計			

様式第2号（第3条関係）

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日

岸和田市長 様

申請者 住所
氏名
(法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話

改正前	
連絡先	
備考	

注 ※の欄は記入しないでください。

広告物等の内訳

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積				合計面積 (㎡)	表示内容 形状・材料・構造の概要
			面積 (㎡)		高さ (m)	面数		
			縦 (m)	横 (m)				
合計								

様式第2号（第3条関係）

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日

岸和田市長 様

申請者 住所
氏名
(法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話

改正後

改正前

大阪府屋外広告物条例第15条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物表示（設置）の変更の許可を申請します。

大阪府屋外広告物条例第15条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物表示（設置）の変更の許可を申請します。

種類	変更前		数量（総数）	変更前	
	変更後			変更後	
総面積 ※小数点第2位まで記入	変更前	m ²	許可手数料	※記入不要（市で記入）	
	変更後	m ²		円	
広告表示内容	変更前			照明の有無（有・無） 音響の有無（有・無）	
	変更後			照明の有無（有・無） 音響の有無（有・無）	
表示（設置）場所	変更前				
	変更後				
用途地域			許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
主要道路等の名称	主要道路等の有無（有・無）※有の場合は、下記より選択				
	路線型表示制限区域 （国道26号・国道170号・府道牛滝山貝塚線・阪和自動車道・阪神高速湾岸線） →設置場所から路線までの距離 （50m未満・50m以上100m未満・100m以上200m未満・200m以上500m未満） 面型表示制限区域 （大阪湾岸区域・金剛・和泉葛城山系区域）				
表示（設置）期間	変更前	年 月 日から 年 月 日まで			
	変更後	年 月 日から 年 月 日まで			
広告物等の所有者	住所	氏名	電話		
広告物等の占有者	住所	氏名	電話		
広告物等の管理者	住所	氏名	電話		
管理者が大阪府の区域に住所を有しない場合、その委任を受けて直接に管理の事務を行う者	住所	氏名	電話		
工事施行者（屋外広告業者）	住所	氏名	電話	屋外広告業の登録番号： 号 登録（更新）年月日： 年 月 日	
表示若しくは設置する場所又は物件	住所	氏名	電話		

種類	変更前		数量（総数）	変更前	
	変更後			変更後	
総面積	変更前		許可手数料	円※	
	変更後				
広告表示内容	変更前	照明の有無：有・無 音響の有無：有・無			
	変更後	照明の有無：有・無 音響の有無：有・無			
表示（設置）場所	変更前				
	変更後				
用途地域			許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
主要道路等の名称			設置場所から500m以内の道路又は鉄道の有無 有・無		
表示（設置）期間	変更前	年 月 日から 年 月 日まで			
	変更後	年 月 日から 年 月 日まで			
広告物等の所有者	住所	氏名	☎ 電話		
広告物等の占有者	住所	氏名	☎ 電話		
広告物等の管理者	住所	氏名	☎ 電話		
管理者が大阪府の区域内に住所を有していない場合、その委任を受けて直接に管理の事務を行う者	住所	氏名	☎ 電話		
工事施工者（屋外広告業者）	住所	氏名	☎ 電話	屋外広告業の登録番号： 号 登録（更新）年月日： 年 月 日	
表示若しくは設置する場所又は物件の所有（管理）者の承諾	本件屋外広告物の表示（設置）を承諾します。 住所 氏名 ☎ 電話				
変更理由					
連絡先					
備考					

注 ※の欄は記入しないでください。

広告物等の内訳

（変更前）※変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。

改正後

の所有（管理）者	
変更理由	
連絡先	申請者・管理者・工事施工者・その他（ ） 上記連絡先のメールアドレス（ ） ※今後、継続申請等の手続について岸和田市から案内をさせていただくためのものです。
備考	

広告物等の内訳

(変更前) ※変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。

No.	広告物等の種類	表示面の面積					数量	合計面積 (㎡)	表示内容
		面積			高さ (m)	面数			
		縦 (m)	横 (m)	(㎡)					
	自家用・その他 広告塔 () 広告板 () その他 ()							形状・材料・構造の概要	
※合計面積 (㎡) は、小数点第3位を四捨五入して記入してください。							合計		

(変更後) ※変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。

No.	広告物等の種類	表示面の面積					数量	合計面積 (㎡)	表示内容
		面積			高さ (m)	面数			
		縦 (m)	横 (m)	(㎡)					
	自家用・その他 広告塔 () 広告板 () その他 ()							形状・材料・構造の概要	
※合計面積 (㎡) は、小数点第3位を四捨五入して記入してください。							合計		

様式第3号（第3条関係）

（その1）

屋外広告物安全点検報告書（屋上広告物）

改正前

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積				合計面積 (㎡)	表示内容
			面積 (㎡)		高さ (m)	面数		
			縦 (m)	横 (m)				
							形状・材料・構造の概要	
合計								

(変更後) ※変更の有無にかかわらず許可の対象となる全ての物件について記載してください。

No.	広告物等の種類	数量	表示面の面積				合計面積 (㎡)	表示内容
			面積 (㎡)		高さ (m)	面数		
			縦 (m)	横 (m)				
							形状・材料・構造の概要	
合計								

様式第3号（第3条関係）

（その1）

屋外広告物安全点検報告書（屋上広告物）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>岸和田市長 様</p> <p style="text-align: center;">報告者（広告物の所有者等） 住所</p>	<p>岸和田市長 様</p> <p style="text-align: center;">報告者（広告物の所有者等） 住所</p>
<p style="text-align: center;">氏名</p>	<p style="text-align: center;">氏名</p>
<p style="text-align: center;">（法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p>	<p style="text-align: center;">（法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p>
<p style="text-align: center;">電話</p>	<p style="text-align: center;">電話</p>
<p>大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。</p>	<p>大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 広告物等の概要</p>	<p>1 広告物等の概要</p>
<p>(1) 表示又は設置の場所</p>	<p>(1) 表示又は設置の場所</p>
<p>(2) 設置年月日 年 月 日</p>	<p>(2) 設置年月日 年 月 日</p>
<p>(3) 前回許可日及び許可番号 年 月 日 第 号</p>	<p>(3) 前回許可日及び許可番号 年 月 日 第 号</p>
<p>2 点検結果 点検日 年 月 日</p>	<p>2 点検結果 点検日 年 月 日</p>
<p>注 点検日は許可の申請前3月以内とする。</p>	<p>注 点検日は許可の申請前3月以内とする。</p>
<p>注 点検日は許可の申請前3月以内とする。</p>	<p>注 点検日は許可の申請前3月以内とする。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">略</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">略</div>
<p style="text-align: center;">上記の点検結果は、事実と相違ありません。</p>	<p style="text-align: center;">上記の点検結果は、事実と相違ありません。</p>
<p style="text-align: center;">管理者 住所</p>	<p style="text-align: center;">管理者 住所</p>
<p style="text-align: center;">氏名</p>	<p style="text-align: center;">氏名</p>
<p style="text-align: center;">点検者 住所</p>	<p style="text-align: center;">点検者 住所</p>
<p style="text-align: center;">氏名 (資格等)</p>	<p style="text-align: center;">氏名 (資格等)</p>
<p>(その2)</p>	<p>(その2)</p>
<p style="text-align: center;">屋外広告物安全点検報告書（壁面広告板）</p>	<p style="text-align: center;">屋外広告物安全点検報告書（壁面広告板）</p>
<p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>岸和田市長 様</p>	<p>岸和田市長 様</p>
<p style="text-align: center;">報告者（広告物の所有者等）</p>	<p style="text-align: center;">報告者（広告物の所有者等）</p>

改正後	改正前
<p>大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。 記</p> <p>1 広告物等の概要 (1) 表示又は設置の場所 (2) 設置年月日 年 月 日 (3) 前回許可日及び許可番号 年 月 日 第 号 2 点検結果 点検日 年 月 日 注 点検日は許可の申請前3月以内とする。</p>	<p>大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。 記</p> <p>1 広告物等の概要 (1) 表示又は設置の場所 (2) 設置年月日 年 月 日 (3) 前回許可日及び許可番号 年 月 日 第 号 2 点検結果 点検日 年 月 日 注 点検日は許可の申請前3月以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p> <p>上記の点検結果は、事実と相違ありません。</p> <p>管理者 住所 氏名</p> <p>点検者 住所 氏名 (資格等)</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>上記の点検結果は、事実と相違ありません。</p> <p>管理者 住所 氏名</p> <p>点検者 住所 氏名 (資格等)</p>
<p>(その4)</p> <p style="text-align: center;">屋外広告物安全点検報告書 (突出広告板)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岸和田市長 様</p> <p>報告者 (広告物の所有者等) 住所 氏名 (法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名) 電話</p>	<p>(その4)</p> <p style="text-align: center;">屋外広告物安全点検報告書 (突出広告板)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岸和田市長 様</p> <p>報告者 (広告物の所有者等) 住所 氏名 (法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名) 電話</p>
<p>大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。 記</p> <p>1 広告物等の概要 (1) 表示又は設置の場所 (2) 設置年月日 年 月 日 (3) 前回許可日及び許可番号 年 月 日 第 号 2 点検結果 点検日 年 月 日 注 点検日は許可の申請前3月以内とする。</p>	<p>大阪府屋外広告物条例第16条の2の点検の結果は、下記のとおりです。 記</p> <p>1 広告物等の概要 (1) 表示又は設置の場所 (2) 設置年月日 年 月 日 (3) 前回許可日及び許可番号 年 月 日 第 号 2 点検結果 点検日 年 月 日 注 点検日は許可の申請前3月以内とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p> <p>上記の点検結果は、事実と相違ありません。</p> <p>管理者 住所 氏名</p> <p>点検者 住所 氏名 (資格等)</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>上記の点検結果は、事実と相違ありません。</p> <p>管理者 住所 氏名</p> <p>点検者 住所 氏名 (資格等)</p>

改正後					改正前				
様式第4号～様式第6号 略 様式第7号（第8条関係）					様式第4号～様式第6号 略 様式第7号（第8条関係）				
屋外広告物届出書					屋外広告物届出書				
年 月 日					年 月 日				
岸和田市長 様					岸和田市長 様				
届出者 住所					届出者 住所				
氏名					氏名				
(法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)					(法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)				
電話					電話				
次の屋外広告物が新たに（許可区域・禁止区域）に存することになりましたので、大阪府屋外広告物条例第7条第2項の規定により、届出をします。					次の屋外広告物が新たに（許可区域・禁止区域）に存することになりましたので、大阪府屋外広告物条例第7条第2項の規定により、届出をします。				
種類	自家用 その他	広告塔（屋上・地上） その他（ ）		広告板（屋上・壁面・突出・地上）	種類	自家用 その他	広告塔（屋上・地上） その他（ ）		広告板（屋上・壁面・突出・地上）
数量（総数）		総面積	※小数点第2位まで 記入	用途地域	数量（総数）		総面積	用途地域	
広告表示内容	照明の有無（有・無） 音響の有無（有・無）				広告表示内容	照明の有無（有・無） 音響の有無（有・無）			
表示（設置）場所	主要道路等の有無（有・無）※有の場合は、下記より選択				表示（設置）場所	主要道路等の有無（有・無）			
主要道路等の名称	路線型表示制限区域 (国道26号・国道170号・府道牛滝山貝塚線・阪和自動車道・阪神高速湾岸線) →設置場所から路線までの距離 (50m未満・50m以上100m未満・100m以上200m未満・200m以上500m未満) 面型表示制限区域 (大阪湾岸区域・金剛・和泉葛城山系区域)				主要道路等の名称	設置場所から500m以内の道路又は鉄道の有無 有・無			
広告物等の所有者	住所	氏名	電話		広告物等の所有者	住所	氏名	電話	
広告物等の占有者	住所	氏名	電話		広告物等の占有者	住所	氏名	電話	
広告物等の管理者	住所	氏名	電話		広告物等の管理者	住所	氏名	電話	
表示若しくは設置す	本件屋外広告物の表示（設置）を承諾します。				表示若しくは設置す	本件屋外広告物の表示（設置）を承諾します。			

改正後									
届出者 住所									
氏名									
(法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)									
電話									
大阪府屋外広告物条例第14条の規定により、次のとおり屋外広告物の工事の完了の届出をします。									
種類	自家用 その他	広告塔(屋上・地上) 広告板(屋上・ 壁面・突出・地上) その他()		数量 (総数)					
広告表示内容				照明の有無(有・無) 音響の有無(有・無)					
主要道路等の名称	主要道路等の有無(有・無) ※有の場合は、下記より選択								
	路線型表示制限区域 (国道26号・国道170号・府道牛滝山貝塚線・阪和自動車道・阪神高速湾岸線) →設置場所から路線までの距離 (50m未満・50m以上100m未満・100m以上200m未満・200m以上500m未満) 面型表示制限区域 (大阪湾岸区域・金剛・和泉葛城山系区域)								
表示(設置)場所				用途地域					
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			しゅん工 年月日	年 月 日				
広告物等の管理者	住所 氏名			電話					
備考									
広告物等の内訳									
No	広告物等の種類	表示面の面積				数量	合計面積(m ²)	表示内容	
		面積(m ²)		高さ(m)	面数			合計面積(m ²)	形状・材料・構造の概要
		縦(m)	横(m)			(m ²)	(m)		

改正前									
届出者 住所									
氏名									
(法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)									
電話									
大阪府屋外広告物条例第14条の規定により、次のとおり屋外広告物の工事の完了の届出をします。									
種類	自家用 その他	広告塔(屋上・地上) 広告板 (屋上・壁面・突出・地上) そ 他()		数量(総数)					
広告表示内容				照明の有無(有・無) 音響の有無(有・無)					
主要道路等の名称				設置場所から500m以内の道路又は鉄道の有無 有・無					
表示(設置)場所				用途地域					
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			しゅん工年月日	年 月 日				
広告物等の管理者	住所 氏名			電話					
備考									
広告物等の内訳									
No	広告物等の種類	表示面の面積				数量	合計面積(m ²)	表示内容	
		面積(m ²)		高さ(m)	面数			合計面積(m ²)	形状・材料・構造の概要
		縦(m)	横(m)			(m ²)	(m)		

改正後										改正前										
	自家用・その他																			
	広告塔 ()																			
	広告板 ()																			
	その他 ()																			
※合計面積 (㎡) は、小数点第3位を四捨五入して記入してください。										合計										
										合計										
様式第10号 (第11条関係)																				
屋外広告物変更届出書																				
															年	月	日			
岸和田市長 様																				
届出者 住所																				
氏名										印										
〔法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕																				
電話										電話										
大阪府屋外広告物条例第16条の規定により、次のとおり変更の届出をします。																				
略																				
様式第11号 (第12条関係)																				
屋外広告物撤去届出書																				
															年	月	日			
岸和田市長 様																				
広告物表示 (設置) 者 住所										住所										
氏名										氏名 印										

改正後

(法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話 _____

次の屋外広告物を撤去しましたので届出をします。

種類	自家用 その他	広告塔(屋上・地上) 地上) その他()	広告板(屋上・壁面・突出・ 地上) その他()
数量(総数)		総面積	※小数点第2位まで記入
広告表示内容			
主要道路等の名称	主要道路等の有無(有・無) ※有の場合は、下記より選択 路線型表示制限区域 (国道26号・国道170号・府道牛滝山貝塚線・阪和自動車道・阪神高速湾岸線) →設置場所から路線までの距離 (50m未満・50m以上100m未満・100m以上200m未満・200m以上500m未満) 面型表示制限区域 (大阪湾岸区域・金剛・和泉葛城山系区域)		
表示(設置)場所	岸和田市 町 丁目 番 号		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
撤去年月日	年 月 日		

改正前

【法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名】

電話 _____

次の屋外広告物を撤去しましたので届出をします。

種類	自家用 その他	広告塔(屋上・地上) 突出・地上) その他()	広告板(屋上・壁面・ 地上) その他()
数量(総数)		総面積	
広告表示内容		主要道路等の名称	
表示(設置)場所			
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
許可期間	年 月 日から 年 月 日		
撤去年月日	年 月 日		
備考			

改正後		改正前
備考		
様式第12号、様式第13号 略		様式第12号、様式第13号 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の岸和田市大阪府屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書、報告書及び届出書については、改正後の岸和田市大阪府屋外広告物条例施行規則の様式により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。